

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

⇩ FX取引、支払調書へ

Q : FX取引が、税務署にわかるようになって聞きましたが、どのようになるのですか？

A : 支払調書が義務化されることとなります。

【解説】

外国為替証拠金取引(いわゆるFX取引)などに関する申告漏れや脱税事件が多いことから今年度の税制改正では、これらの動きを封じ込めることを目的とした整備が行なわれています。

具体的な内容は、次のとおりです。

来年1月1日以後に行なわれる先物取引等の差金決済する者は、その差金等決済する日までに、その都度、その者の氏名、名称、住所を委託による商品先物取引等、委託による市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引の各取引ごとに商品取引員等に告知しなければならないこととされました。

ただし、次のような場合には、告知したものとみなされることとなっています。

- ① 商品先物取引の差金決済者商品取引員と商品先物取引の委託契約を交わす際に商品取引員の営業所長に告知しているとき
- ② 委託契約に基づく市場デリバティブ取引をする場合で、差金決済者がそのデリバティブ取引に係る営業所長に告知しているとき
- ③ 店頭デリバティブ取引をする場合で、差金決済者がその店頭デリバティブ取引に係る営業所長に告知しているとき

